

STG 勞交建

とちぎ

発行所 全日本建設交運一般労働組合
栃木県本部 〒327-0315
栃木県佐野市吉水駅前1-2-1
TEL 0283-62-7312 fax 0283-62-7318
<http://www.kenkourou.or.jp/>
E-mail: DQJ06744@nifty.com

過労死促進「働き方改革」法案が、審議のなかで様々な問題が明らかになっています。高度プロフェッショナル制度は、政府が労働者のニーズをねつ造、過労死を助長する制度であることが明らかになっています。



市民と野党共闘による戦争法廃止パレード（6月15日宇都宮市）

最高裁が賃金格差是正判決 非正規労働者の待遇改善に

6月1日最高裁は、正社員と非正規の待遇格差の一部が、労働契約法が禁じる「不合理な格差」に当たると判断しました。



「非正規だから安くても当たり前」そんな社会が格差と貧困を拡大させてきました。

この裁判は、物流会社の契約ドライバーとして働いていた労働者が、正社員ドライバーと同じ仕事をしているにもかかわらず、手当の一部しか支給されていないとして起こしました。

労働契約法20条は正社員と非正規社員との間で、不合理な労働条件の違いを禁止しています。ところが何が不合理なのかは明確になつていません。

最高裁は「不合理か否かの判断は賃金総額の比較のみではなく、賃金項目の趣旨を個別に考慮すべき」と初判に示しました。

この裁判は、物流会社の契約ドライバーとして働いていた労働者が、正社員ドライバーと同じ仕事をしているにもかかわらず、手当の一部しか支給されていないとして起こしました。

労働契約法20条は正社員と非正規社員との間で、不合理な労働条件の違いを禁止しています。ところが何が不合理なのかは明確になつていません。

最高裁は「不合理か否かの判断は賃金総額の比較のみではなく、賃金項目の趣旨を個別に考慮すべき」と初判に示しました。

そのうえ手当の格差認めました。同じ仕事のに、正社員では賃金格差が今後現れることが求めた。

差を不合理とした。

最高裁が示す
効者が声を上
ば、経営者は
格差は正には
ません。
学習し、職場
照らして取り
が重要です。

ダ・ン・プ・キ・ヤ・ラ・バン
七・月・十・九・日・に・決・定・す
栃木県・栃木県警
本部への要請

第二十五回全国ダン
ブキヤラバン栃木行動
を七月十九日（木）に
行います。

午前一〇時三〇分より県
午後一時三〇分より県警

単価、過積載、白ナン
バー排除等々、現場の
実態を訴える行動です。
今年は山での生産待ち
問題も取り上げます。
「俺も言いたいことがある！」という人は参
加できます。
どしどし事務所まで。

「大部屋が満室」のとき 料
額 い
支 払 い
わ く
べ ツ
差 て
付 い
い
く

年々入院する組合員が増えています。入院時「大部屋がいっぱい」と言われ個室に入れられるケースも少なくありません。

このような病院都合の場合差額ベッド料を請求できないことが、3月の厚生労働省通知で初めて明記されました。たとえ同意書があつても病院都合や治療上の必要性がある場合は患者から徴収してはいけません。

この通知を活用し、払った後でも返金してもらつた人もいます。患者の弱みにつけ込む悪質な病院もあるようです。詳しい資料は事務所まで。



病院都合でも差額ベッド代を請求するケースも。

ダンプキヤラバン
七月十九日に決定
栃木県・栃木県警
本部への要請

